

認証評価機関の認証の申請及び届出に係る手続ルールの整備について（案）

（学校教育法施行規則の改正・認証評価機関の認証の申請及び届出に係る手続等に関する規則の制定）

【背景（現状の課題）】

学校教育法第110条第1項において、認証評価機関に認証に係る申請に当たっては、学校教育法施行規則第169条第1項各号に掲げる事項を記載した書類の提出が求められている。また、認証評価機関において大学評価基準や評価方法等を変更する場合は、学校教育法第110条第5項により、あらかじめ文部科学大臣に届出を行うことが定められている。

しかしながら、前述のような申請及び届出に係る書類等について、法令上必ずしも明確でない部分があり、それらは長らく運用により補完されてきた経緯がある。

このため、認証評価機関の認証に係る申請又は届出に係る手続について、法令上で整理・明確化を図り、申請者等の予見可能性及び行政手続の適正性を一層担保する必要がある。

【改正等の概要】

認証評価機関の認証の申請及び届出に係る手続について、施行規則の一部を改正するとともに、認証評価機関の認証の申請及び届出に係る手続等に関する規則（以下「手続規則」という。）を新たに制定する。

新たに制定する手続規則においては、以下のような事項を規定し、認証評価機関の認証の申請及び届出に係る手続の明確化を図る。

- ・ 認証評価機関の認証の申請及び届出に際して、提出を求める書類を列挙するとともに、申請又は届出に係る様式を定める。
- ・ 認証評価機関の認証の申請について、その申請又は届出の期間を明示するとともに、文部科学大臣が認証するか否かの判断に係る終期を示し、その結果の通知に係る規定を設ける。
- ・ 文部科学大臣が、認証評価機関の認証又は各届出の受理に当たり、認証又は届出に係る認証評価に係る活動等を行うに当たって留意すべき事項があると認められるときに、その内容を申請者又は届出を行った認証評価機関に対して通知することを規定する。
- ・ 文部科学大臣が第5条関係に係る留意事項の履行の状況を確認する必要があると認めるときに、当該認証評価機関に対し、留意事項の履行状況について報告又は資料の提出を求めることができることを規定する。 等

なお、法に定めがない上、必ずしも認証評価機関における評価の水準等を担保するものではなく、官報公示をもって広く国民に周知する必要性が薄いと思われる「役員の氏名の変更」については、届出・官報公示の対象から外すこととする。

【スケジュール】

令和6年10月16日 中央教育審議会大学分科会

10月下旬頃～ パブリックコメント → その後、所用の手続を経た上で公布

令和7年4月1日 施行

認証評価機関の認証の申請及び届出に係る手続ルールの整備に係る変更点の具体例

(従前)

(ルール整備後)

【提出を求める書類（例：認証評価機関の認証の申請時）】

- 以下の事項を記載した申請書
 - ・名称及び事務所の所在地
 - ・役員の氏名
 - ・大学評価基準及び評価方法
 - ・評価の実施体制
 - ・評価の結果の公表の方法
 - ・評価の周期
 - ・評価に係る手数料の額
 - ・その他評価の実施に関し参考となる事項
- 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 前事業年度における財産目録及び貸借対照表
- 前事業年度における大学の教育研究活動等の状況についての評価の業務の実施状況を記載した書類
- 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要を記載した書類（行っている場合のみ）

※申請書に大学評価基準や評価方法、評価の実施体制等を網羅的に記すことは困難なため、現行の運用では、実際の審査に当たって、申請書とは別に大学評価基準や、評価方法を記した評価実施要項等の提出を求め、これに基づき審査を行っている。また、法令適合性に係る書類もそれぞれ別途提出を求めているが、これらについて法令上の定めはないため、整理・明確化を図る必要がある。



- 申請書（新たに様式を規定）
- 申請の概要
- 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 役員名簿
- 大学評価基準
- 大学評価基準の法令適合性に係る書類
- 大学評価基準を定める過程の公正性及び透明性を確保するための措置に係る書類
- 評価方法を記した書類
- 評価方法の法令適合性に係る書類
- 評価の実施体制を記した書類
- 評価の実施体制の法令適合性に係る書類
- 前事業年度における財産目録及び貸借対照表
- 前事業年度における大学の教育研究活動等の状況についての評価の業務の実施状況を記載した書類
- 認証評価の業務以外の業務の種類及び概要を記載した書類（行っている場合のみ）
- 当該申請についての意思決定を証する書類
- 認証評価に関する諸規則

【申請又は届出の期間】

- 認証評価機関の認証の申請：定めなし
- 認証評価機関の変更の届出：定めなし
- 認証評価の業務の休止若しくは廃止の届出：定めなし

※申請又は届出の期間に係る法令上の定めがないため、認証の申請に係る審査が不規則となっており、その改善を図る必要がある。また、大学評価基準等の変更に係る届出に対する大学等の予見可能性等を一層担保する必要がある。



- 認証評価機関の認証の申請：
当該申請に係る認証評価の業務を開始する年度の前々年度の1月又は前年度の6月
- 認証評価機関の変更の届出：前年度の4月～6月
- 認証評価の業務の休止若しくは廃止の届出：
前年度の4月～6月

【文部科学大臣が認証するか否かの判断に係る終期】

- 定めなし
- 当該申請に係る認証評価の業務を開始する年度の前年度の3月31日まで

※上記のとおり、申請時期に係る法令上の定めがないこともあって、当該申請に係る認証評価の業務を開始する年度までに審査を終了する保証がなく、また申請者はもとより、当該機関での認証評価の受審を希望する大学等に対する予見可能性も十分に担保されていない状況にあるため、その改善を図る必要がある。

